## <個別案件確認表(組織委員会)>

組織委員会担当確認2018年10月4日東京都作業部会確認2018年10月18日(契約変更に伴う再確認年月日2019年9月20日)(契約変更に伴う再確認年月日2020年3月25日)(契約変更に伴う再確認年月日2020年5月8日)(契約変更に伴う再確認年月日2020年12月16日)

事業名 外注業者委託、 仮設電源/無停電電源装置 (UPS)、 大会運営費用

案件名 仮設電源サービスの契約について (43 競技会場及び選手村・IBC/MPC)

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に 基づくものであること	・大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「仮設等のインフラの整備」であり、都有施設、都外自治体所有施設の経費については、都の負担。 ・パラ経費の対象(算出方法は大枠合意に基づく) (2020年10月23日契約変更に伴う追記) ・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会 運営を担う組織委員会が 一括して執行した方が効 率的、効果的であること	大枠の合意において、経費分担にかかわらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する 役割は組織委員会が担うこととなっている。	

開催都市契約 大会運営要件で求められているエネルギー要件を満たすための設備整備である。

(2019年9月17日 契約変更に伴う追記)

・本契約は単価契約(レンタル単価を契約時に取り決め、設計数量に応じて契約金額を変動させる契約)であり、詳細設計完了時の数量に合わせて契約金額を変更することで、大会運営に必要な機器をすべて整備することが出来る。

(2020年3月11日 契約変更に伴う追記)

・大会運営に必要な通信・計測機器や放送機器 等、負荷設備の容量や数量に変更が発生したこ とに伴い、電源を供給するための設備を追加、 変更する必要がある。

(2020年4月22日 契約変更に伴う追記)

・テストイベントや行政検査に必要な電源を供給するために設備のリース期間を変更すると 共に、施工段階で必要になった設備を追加する必要がある。

(2020年10月23日 契約変更に伴う追記)

・2021 年に大会が延期したことにより、契約期間の延長や既に日本に到着している機材の保管・維持管理、簡素化を反映するための再設計等を追加実施する必要がある。

必要性

- ・リースを採用することで、設備コストを効率化 している。
- ・公共単価や国内市場単価と比較し、適正単価で あることを確認している。

(2019年9月17日 契約変更に伴う追記)

- ・本契約変更により追加となった項目について、 契約時に合意済みの単価や国内市場単価と比 較し、適正単価であることを確認している。 (2019年3月11日 契約変更に伴う追記)
- ・本契約変更により追加となった項目について、 契約時に合意済みの単価や国内市場単価と比 較し、適正単価であることを確認している。

(2020年4月22日 契約変更に伴う追記)

・本契約変更により追加となった項目について、 契約時に合意済みの単価や国内市場単価と比 較し、適正単価であることを確認している。

(2020年10月23日 契約変更に伴う追記)

- ・延長期間中に受注者が海外に貸し出す可能性を 考慮し、延長レンタル対象期間を1年間ではな く、大会延期決定までの間に日本に機材を保管 した10週間に短縮している。
- ・レンタル機材について、当初レンタル費用が購入額相当のものは今回の延長レンタル費用追加の対象外にするなどし、レンタル費用の縮減をしている。
- ・維持管理、設計スタッフの規模については、延期期間中の必要人員数の減を反映させると共 に、来年度の設計人数を当初想定より削減して いる。
- ・延期期間中の機材倉庫賃料について、市場単価 と比較し、適正単価であることを確認してい る。

効率性

	納得性	・予算内に収まる。 ・公共単価・積算基準による積算、国内市場価格との比較を行い、価格の妥当性を確認している。 (2019年9月17日 契約変更に伴う追記) ・受注者から提出された積算金額について、組織委員会側にて設計図面の精査や IOC によるアドバイスを反映することで、当初提示された金額から費用の削減をすでに実施しており、変更後の数量が妥当であることを確認している。 (2020年3月11日契約変更に伴う追記) ・機器変更や数量削減によって予備品となった設備については、追加機器へ電源供給するための設備としてできる限り活用することで、全体費用の削減を図っている。 (2020年4月22日 契約変更に伴う追記) ・設計内容としては12月末完了時点のものをベースとして、延期前まで施工スケジュールや最終設計の検討を積み重ねてきたことから、延期による事業計画の見直しの影響も含め、来年に向けての検討を行う上でも、12月末完了時点の設計内容をベースとすることが妥当である。 (2020年10月23日 契約変更に伴う追記) ・変更金額については、受注者との交渉を繰り返し実施することで、当初受注者から提示された	
その他経費の内費負担の対象となものであるこ	して適切	金額からの大幅な減額を達成している。 ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考える。 ・V2 予算内 (2019 年 9 月 17 日 契約変更に伴う追記) ・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委予算の執行とする。 (2020 年 1 月 8 日 確認) 大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努める。 (2020 年 3 月 11 日 契約変更に伴う追記) ・今回未確定だった金額については、金額確定	

- 後、契約変更前までに改めて作業部会において確認する。
- ・現時点では大会経費の都の枠内であることを 確認できないため、組織委予算の執行とする。 (2020年4月22日 契約変更に伴う追記)
- ・現時点では大会経費の都の枠内であることを 確認できないため、組織委予算の執行とする。 (2020年10月23日 契約変更に伴う追記)
- ・今回の変更増額分は全て延期に伴う追加経費で あり、現時点においては、その取扱が未定であ るため、当面組織委員会の負担とする。
- \*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。